

| | |
|----------------|--------------------------|
| <h1>高知県公報</h1> | 発行 |
| | 高知県 |
| | 高知市丸ノ内一丁目2番20号 |
| | 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日) |

| 目次 | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 告示 | |
| ○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課） | 1 |
| ○牛のヨーネ病の発生（畜産振興課） | 1 |
| ○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課） | 1 |
| 高知県公安委員会規則 | |
| ◎火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎高知県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則 | 1 |

告 示

高知県告示第628号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年7月27日

高知県知事 濱田 省司

- 届出の概要
 - 届出者の名称
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順
代表取締役 八幡 政浩
 - 届出者の住所
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ須崎東店
須崎市多ノ郷字矢羽田甲5600ほか
 - 変更した事項
ア 大規模小売店舗の名称
(変更前) ビッグタウン須崎東店
(変更後) ツルハドラッグ須崎東店

イ 大規模小売店舗を設置する法人及び大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 鶴羽 順
(変更後) 代表取締役 鶴羽 順
代表取締役 八幡 政浩

- 変更年月日
大規模小売店舗の名称の変更については、令和元年5月16日、大規模小売店舗を設置する法人及び大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の変更については令和2年8月11日
- 変更理由
大規模小売店舗の名称の変更並びに大規模小売店舗を設置する法人及び大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の変更のため
- 届出年月日
令和3年4月13日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
須崎市役所
- 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容

高知県告示第629号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月27日

高知県知事 濱田 省司

患畜

| 発生頭数 | 発生場所又は区域 | 発生年月日 | 処 分 |
|------|----------|-----------|-----|
| 1頭 | 高知市 | 令和3年6月30日 | 殺処分 |

高知県告示第630号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和3年7月27日

高知県知事 濱田 省司

| 地名 | 地番 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----|----|--------------|--------------|----|
|----|----|--------------|--------------|----|

| | | | | |
|------------|----------------------------|------|--------|--|
| 土佐市高岡町字中竹沢 | 丙168番4 丙173番4 丙175番9 | 6.00 | 106.32 | |
|------------|----------------------------|------|--------|--|

公安委員会規則

火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月27日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第9号

火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則

火薬類取締法令事務取扱規則（昭和36年高知県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中
「高知県公安委員会様」
を
「高知県公安委員会 様」
に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月27日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第10号

高知県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

高知県暴力団排除条例施行規則（平成23年高知県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「㊟」を削り、同様式注中「すべてを」を「全てを」に改める。
別記第3号様式中「㊟」を削る。
別記第7号様式中「㊟」を削り、同様式注中「すべてを」を「全てを」に改める。

別記第8号様式、別記第10号様式及び別記第11号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月27日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第11号

高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会審査請求手続規則（平成28年高知県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「氏名 ㊦」

を

「氏名 」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。